令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑯　）

施策名	目標　４－４　産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室		
施策の概要	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 産業廃棄物の排出量（百万トン）	379	H24年度	374	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○
					376	374	（速報値）365	－	－	－	－		
2 産業廃棄物の出口側の循環利用率（%）	36	H25年度	37	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○
					37	37	－	－	－	－	－		
3 産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	13	H24年度	8	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○
					9	9	（速報値）9	－	－	－	－		
4 PCB廃棄物（変圧器類・コンデンサー類）の処理（台）	－	－	396,000	R7年度	－	－	－	－	396,000	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	△
					387,108	393,390	395,111	（速報値）395,474	－	－	－		
5 PCB廃棄物（安定器・汚染物）の処理（t）	－	－	22,200	R7年度	－	－	－	－	22,200	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	△
					17,560	19,687	20,779	（速報値）21,230	－	－	－		
6 産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率（%）	60	R4年度	75	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画	－
					57	60	62	（速報値）65	－	－	－		
7 産業廃棄物の最終処分場の残余年数（年）	－	－	17	R12年度	17	17	17	17	17	17	17	第五次循環型社会形成推進基本計画	○
					20	20	－	－	－	－	－		
8 目標期間内にバーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数（件）	2	H28～R2年度	（累積）4	R4年度からR9年度の6年度間	－	－	－	－	－	－	4	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。（以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件）	○
					－	2	3	3	4	－	－		

9	バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数(件)	9	H26年度	3	毎年度	3	3	3	3	3	3	3	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。	○
						11	0	1	1	－	－	－		

達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	4,5,7	4842	(5)	産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	1,2,3	－	(9)	廃棄物等輸出入適正化推進費(平成8年度)	8,9	4859	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	PCB廃棄物適正処理対策推進事業(平成13年度)	4,5	4854	(6)	動静脈連携による資源循環情報活用推進費(令和6年度)	1,2,3,6	5011	(10)	産業廃棄物等処理対策等対策強化費(平成2年度)	1,2,3	0132	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	PCB廃棄物対策推進費補助金(平成13年度)	4,5	－	(7)	産業廃棄物処理業における優良取組推進費(平成16年度)	1,2,3,6	4849	(11)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(平成19年度)	3	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	廃棄物処理システム開発費(平成13年度)	1,2,3	－	(8)	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業(平成29年度)	7	4864	(12)	産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	1,2,3	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠)	・産業廃棄物の排出量及び出口側の循環利用率は目標達成に向けて着実な進展がみられるが、最終処分量は微減傾向であり、令和12年度の目標達成に向け引き続き取り組む。 ・PCB廃棄物に関しては、令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。 ・産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率は、令和12年度の目標達成に向けて着実な進展が見られる。 ・バーゼル条約締約国会議(COP)で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数は、令和4年度のCOP15で2件、令和5年度のCOP16で1件である。次回は令和7年度のCOP17であるが、すでにR4年度からR9年度の6年度間に3件という目標を達成している。 ・バーゼル条約違反の通報件数は令和4年度0件、令和5年度1件に続き、令和6年度1件と目標を達成した。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・PCB廃棄物に関しては、令和7年度の目標達成に向けて順調に推移しており、令和7年度において目標を達成できる見込みである。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・現在の施策を継続する。
		【測定指標】	・現在設定している目標を継続する。
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考:施策の実施における活用状況＞ 中央環境審議会循環型社会部会等	
SDGs目標との関係		【主な目標】 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進や人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理を目的とする本施策において、実態調査等を通して、産業廃棄物の排出量の減少や出口側の循環利用率の向上等が確認されている。これにより、本施策は、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 まず、管理に特別な注意を払うことが求められるPCB廃棄物の処理の推進は、都市における環境上の悪影響の軽減に確実に貢献するものでもあるため、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に資するものとなっている。また、本施策を通じて、廃棄物処理法の法目的でもある、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることは、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に資するものである。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		産業廃棄物排出・処理状況調査等、廃棄物等循環利用量実態調査	